

令和2年度

# 事業計画

社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会

# 令和 2 年度 事業計画

## I 経営理念

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる安心・安全なまちづくりを推進することを使命とする。

この使命を達成するために次の経営理念に基づき事業を展開する。

- 1 住民参加・協働による福祉社会の実現
- 2 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 3 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦
- 5 社会福祉法人制度改革の主旨に即し、事業運営の透明性を図る。

## II 運営方針

法人は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の社会福祉団体として、その経営理念を実現するため、地域福祉活動計画を基に、次により組織運営を行う。

- 1 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- 2 事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- 3 事業の効果測定や経費の把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を目指す。
- 4 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

### Ⅲ 基本計画

#### 1 法人運営・組織活動の推進

地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人として、住民の参加と協働による法人経営を推進します。

- (1) 理事会、評議員会の運営
- (2) 各種委員会の運営
- (3) 法人経営及び財務監査
- (4) 法人役職員等研修
- (5) 会員加入促進運動
- (6) 社会福祉功労者の表彰
- (7) 結婚50年夫婦の顕彰

#### 2 まちづくり・地域福祉活動の推進

まちづくりや地域福祉活動に関する情報提供や市民意識の啓発を図るとともに、小地域ネットワーク活動や地域組織化による安心・安全なまちづくりを推進します。

- (1) 地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の推進
- (2) 小地域組織化推進事業
- (3) 広報事業(社協だより、ホームページ、ボランティア・市民活動情報)
- (4) ふれあい・いきいきサロン推進事業
- (5) 住民参加型生活支援活動事業(つるがしまふれあいサービス)
- (6) 共同募金配分金事業
- (7) 歳末福祉(援護)事業
- (8) 福祉機器等貸出事業
- (9) 3人乗り自転車貸出事業
- (10) 障がい者支援の地域づくり事業
- (11) 婚活支援事業
- (12) 鶴ヶ島市視覚障害者生活支援事業 (鶴ヶ島市受託事業)
- (13) 点字と声の広報つるがしま発行 (鶴ヶ島市受託事業)
- (14) 点字と声のつるがしま市議会だより発行 (鶴ヶ島市受託事業)
- (15) ボランティア・市民活動推進事業
- (16) ボランティア体験学習事業
- (17) 福祉教育・体験学習推進校等指定事業
- (18) 福祉教育・ボランティア学習推進事業
- (19) 災害対策事業
- (20) 彩の国あんしんセーフティーネット事業
- (21) 鶴ヶ島市ファミリー・サポート・センター (鶴ヶ島市受託事業)
- (22) 生活支援体制整備事業 (鶴ヶ島市受託事業)

### 3 福祉サービス・利用支援活動の推進

住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、日常生活圏域に根ざした福祉サービス・利用支援活動を推進します。

- (1) 助け合い資金貸付事業
- (2) 生活福祉資金貸付事業 (埼玉県社協受託事業)
- (3) 福祉サービス利用援助事業 (埼玉県社協受託事業)
- (4) 鶴ヶ島市手話通訳事業 (鶴ヶ島市受託事業)
- (5) 鶴ヶ島市手話通訳者設置事業 (鶴ヶ島市受託事業)
- (6) 鶴ヶ島市立障害者生活介護施設の経営 (鶴ヶ島市指定管理事業)
- (7) 障害者相談支援事業
- (8) 鶴ヶ島市障害者基幹相談支援センター (鶴ヶ島市受託事業)
- (9) 鶴ヶ島市生活困窮者自立相談支援センター (鶴ヶ島市受託事業)

### 4 公益事業の実施

- (1) 障害者喫茶コーナー運営事業 (鶴ヶ島市補助事業)
- (2) 権利擁護支援・法人後見事業 (鶴ヶ島市補助事業)
- (3) 市民後見推進事業 (鶴ヶ島市受託事業)
- (4) 市民後見人等養成事業 (鶴ヶ島市受託事業)

### 5 収益事業の実施

- (1) 葬祭事業
- (2) 自動販売機設置運営事業

### 6 共同募金運動の推進

- (1) 赤い羽根共同募金運動の推進
- (2) 地域歳末たすけあい募金運動の推進

### 7 鶴ヶ島市赤十字奉仕団事務局

#### IV 地域福祉活動計画に基づく具体的な取組

具体的な取組とは、地域福祉活動計画に掲げられている基本目標に基づき実施する事業をいいます。

##### 基本目標1 地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう

###### (1) 見守り、受け止めるシステムづくり

支援を必要とする人への理解や見守り活動を広め、市民相互の相談や専門相談機能の充実を図り、支援を必要とする人への支援につなげるシステムを推進します。

項目	内容	基本計画
地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の推進	地域福祉計画の重点目標の鶴ヶ島の“地域包括支援体制”の構築の推進を市と協働して行います。	2－(1)
福祉教育・体験学習推進校等指定事業	小中高等学校・保育園・幼稚園が主体的に行う福祉教育活動の推進を目的としてサービスラーニングの視点を入れた福祉教育実践に対して、社会福祉協議会が支援します。	2－(17)
福祉教育・ボランティア学習推進事業	小学校や中学校で実施している福祉教育・ボランティア体験学習を促進するために、地域の団体、障がい者、ボランティア、市民活動団体、福祉施設等と連携して、福祉教育実践の機会を拡充します。	2－(18)
障害者相談支援事業所	障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体の状態や環境に応じて、利用者等の選択に基づき適切な障害福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援をします。	3－(7)
鶴ヶ島市障害者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として鶴ヶ島市障害者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の向上を図り、障がい者及び障がい児並びにその保護者等の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。	3－(8)

項 目	内 容	基本計画
葬祭事業	葬祭に関する不安等の相談に応じるとともに、安心な費用で利用することができる葬祭事業を行います。	5 - (1)

(2) ふれあい、交流のシステムづくり

市民活動団体や事業所等が行うふれあい・交流の活動、サロンづくりを促進します。また、障がい者と市民の交流を推進します。

項 目	内 容	基本計画
ふれあい・いきいきサロン推進事業	様々な人が身近な場所に気軽にあつまり、楽しい仲間づくりができるよう、多様な内容で交流できるあたたかな居場所づくりを支援し拡充します。さらに、介護予防、孤立予防の観点から拡充を進めます。	2 - (4)
鶴ヶ島市立障害者生活介護施設の経営	日常生活全般に介助や見守りが必要な障がい者へ、包括的な視点による支援を提供します。利用者が地域において生きがいを感じながら生活を送ることができるよう、健康の増進・様々な社会的体験・生産活動を通じて、地域の人々との交流の機会などを提供します。	3 - (6)
障害者喫茶コーナー運営事業	障がい者と市民の交流の場、また障がい者の就労の場として、喫茶コーナーを運営し、自立支援と社会参加を支援します。	4 - (1)

(3) 市民の支え合いのシステムづくり

市民や市民活動団体等が主体的に地域での活動に参加できる仕組みづくりを推進します。また、市民が参加して、支援を必要とする人を支え・助けるシステムをつくりまします。

項 目	内 容	基本計画
会員加入促進運動	社会福祉協議会活動の組織基盤の強化と地域の組織化を図るため、会員加入促進を展開し、様々な人の参加による福祉のまちづくりを推進します。	1 - (5)

項 目	内 容	基本計画
社会福祉功労者の表彰	社会福祉に貢献した方々や団体等を表彰します。	1 - (6)
小地域組織化推進事業	地域住民が主体となった地域支え合い協議会の活動を市と協働して支援することで、地域の支え合い・助け合いの仕組みを推進します。	2 - (2)
住民参加型生活支援活動事業 (つるがしまふれあいサービス)	日常生活の援助に必要な利用会員と協力会員が生活支援活動の提供を行う相互扶助の仕組みにより、介護保険や障がい福祉サービス、子育て支援等の制度やサービスだけでは対応できない支援を行います。	2 - (5)
共同募金配分金事業	共同募金を活用して、ふれあい・いきいきサロンの推進や福祉教育体験学習推進校、ボランティア・市民活動団体、福祉事業所等を支援します。	2 - (6)
歳末福祉（援護）事業	歳末たすけあい運動として歳末福祉事業や歳末援護事業を実施し、必要な支援を行います。	2 - (7)
鶴ヶ島市ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を依頼したい方（利用会員）と、子育ての援助をしたい方（提供会員）が会員となり、会員間の援助活動に関する支援を行うことにより、地域における子育てを応援しています。（子育て援助活動支援事業）	2 - (21)
自動販売機設置運営事業	自主財源の確保を図ります。	5 - (2)
赤い羽根共同募金運動の推進	社会福祉法人埼玉県共同募金会鶴ヶ島市支会を設置し、共同募金運動にかかわる市民、団体、事業所等と協力をしながら、「自分のまちを良くするしくみ」としての意識醸成をすすめます。	6 - (1)
地域歳末たすけあい募金運動の推進		6 - (2)

(4) 市民と多様な団体との支え合いのシステムづくり

ボランティア、市民活動団体、福祉事業者、自治会、地域支え合い協議会等が、企業や商店街、学校等と地域課題を解決するための協働を促進し、支え合いのシステムを構築します。

項目	内容	基本計画
婚活支援事業	独身男女の出会いの場をつくることを目的に結婚活動の支援を行います。	2 - (11)
鶴ヶ島市赤十字奉仕団事務局	鶴ヶ島市赤十字奉仕団事務局を運営します。	7

**基本目標2 支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう**

(1) 災害時に備えた支援のシステムづくり

地域支え合い協議会等と連携しながら、防災・減災活動の意識を醸成し、災害時の支援体制を整備します。

項目	内容	基本計画
災害対策事業	災害ボランティアセンターの設置運営の訓練や被災地支援活動を実施します。	2 - (19)

(2) 生活困窮者の支援のシステムづくり

経済的困窮や社会的孤立（ひきこもり等）などの生活のしづらさのある人が、地域でその人らしく暮らし続けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づく支援の体制づくりを市と協働し、進めます。

地域にある多様な事業・活動と連携し、法や制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりやその支援に取り組みます。

項目	内容	基本計画
彩の国あんしんセーフティーネット事業	県内社会福祉法人が基金を出資して、各種制度の狭間にある生活困窮者への相談支援、現物給付を行います。	2 - (20)
助け合い資金貸付事業	生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援します。	3 - (1)
生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、生活困窮世帯の自立を支援します。	3 - (2)



項 目	内 容	基本計画
鶴ヶ島市生活困窮者自立相談支援センター	生活困窮者ひとりひとりに応じた包括的な相談支援やそれを支える地域の基盤整備（関係機関・地域のネットワークづくり、職場や活動の場の開拓等）を行うため、鶴ヶ島市生活困窮者自立相談支援センター（生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業）を設置・運営します。	3 - (9)

### (3) 社会的孤立を防止するシステムづくり

社会的孤立をつくらないことを意識して、市民、専門職がそれぞれの立場で、見守り・支え合うための相談機能を充実します。

項 目	内 容	基本計画
鶴ヶ島市手話通訳事業	聴覚、音声及び言語機能障がい者の家庭生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者の派遣や、手話技術の習得のための手話講習会を実施します。	3 - (4)
鶴ヶ島市手話通訳者設置事業	聴覚障がい者等の相談や手続きを円滑に行うため、手話通訳者を市役所内に配置します。	3 - (5)

### (4) 高齢者の地域包括ケアシステムづくり

これからの超高齢社会の中で、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、支援を必要とする人と専門職や事業所をつなぐコーディネートの仕組みをつくり、地域包括ケアシステムの構築を市と共に推進します。

項 目	内 容	基本計画
生活支援体制整備事業	生活支援等の担い手の発掘や養成、介護予防・日常生活支援総合事業に係るニーズとサービスの把握やマッチング、多様なサービス主体のネットワーク化を図るため生活支援コーディネーターを設置し、地域包括ケアシステムを構築する地域づくりを推進します。	2 - (22)

項 目	内 容	基本計画
結婚50年夫婦の顕彰	結婚50年を迎えられたご夫婦をお祝いし、地域社会のために尽くされたご功労を顕彰します。	1－(7)

(5) 権利擁護のシステムづくり

加齢や障がい、病気などにより、判断能力が不十分な人に対し、尊厳を持ちながら、自分らしい生活をしていくための成年後見制度などの利用援助や権利擁護支援のための相談を行います。

項 目	内 容	基本計画
福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと事業)	判断能力に不安がある人などが安心して生活が送れるよう定期的な訪問を行い、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を支援します。また、市民後見人養成講座の修了者には生活支援員として実践の活動の場を提供します。	3－(3)
権利擁護支援・法人後見事業	判断能力の不十分な人が地域で安心して生活していくために、権利擁護のための相談支援や成年後見制度の利用を総合的に支援します。成年後見が必要でありながら、制度の利用に結びつかない方にも財産や権利が守れるよう、社会福祉協議会が後見人等の受任を行います。また、市民後見人養成講座の修了者に後見支援員として法人後見の事務補助を行っていただき、自立した市民後見人を目指して知識や経験を習得する場を提供します。	4－(2)
市民後見推進事業	市民が後見人等を受任し、財産管理や身上監護を行う市民後見人を養成し、活動を支援します。	4－(3)
市民後見人等養成事業	市民後見人養成講座を開講します。また、修了者等へのフォローアップとなる研修を実施します。	4－(4)

### 基本目標3 安心できる地域でいきいき暮らせるまちをつくろう

#### (1) 健康・生きがいを培うシステムづくり

自己実現を図り、いきいきと暮らすために、ボランティアや市民活動等にかかわる機会を増やし、その活動を支援します。また、地域活動や就労などを支援します。

項目	内容	基本計画
ボランティア・市民活動推進事業	ボランティア・市民活動に関する研修やボランティア団体の支援を通じてボランティア・市民活動を広めていきます。	2 - (15)
ボランティア体験学習事業	ボランティアや市民活動団体の協力により、学生や地域活動の初心者を対象としたボランティア体験プログラムを実施します。	2 - (16)

#### (2) 社会参加を促すシステムづくり

社会参加を促すために市民活動団体等の情報を発信し、情報のバリアフリー化に努めます。

また、社会参加するための支援が必要な人の参加の機会や手段を確保します。

項目	内容	基本計画
広報事業 (社協だより)	社会福祉協議会活動や地域福祉に関する広報「社協だより」(墨字版・点字版・音声版)を発行します。	2 - (3)
広報事業 (ホームページ)	社会福祉協議会活動や地域福祉に関する情報を発信します。	2 - (3)
広報事業 (ボランティア・市民活動情報)	ボランティア・市民活動に関する情報を発信します。	2 - (3)
福祉機器等貸出事業	車いすや介護ベッドを必要な方に貸し出します。	2 - (8)
3人乗り自転車貸出事業	子育て支援の一環として、1歳以上6歳未満の子どもを2人以上養育している子育て世帯を対象として、3人乗り自転車を貸し出します。	2 - (9)

項 目	内 容	基本計画
障がい者支援の地域づくり事業	鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク協議会と協働して、すべての障がい者向けの社会参加、余暇活動支援を行います。さらに、事業所や関係機関、障がい者、ボランティア団体等の連携を強化し、すべての人々が尊厳と生きがいを持って安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。	2 - (10)
鶴ヶ島市視覚障害者生活支援事業	視覚障がい者の社会的障壁を解消するための啓発事業や音訳、点字の講習会を開催することにより、視覚障がい者が地域で生活するために必要な環境づくりを進めます。	2 - (12)
点字と声の広報つるがしま発行  点字と声のつるがしま市議会だより発行	視覚障がい者に市政情報などをお届けするため、「広報つるがしま」及び「つるがしま市議会だより」の点字広報、声の広報を製作しお届けします。	2 - (13) 2 - (14)